

新潟県景観計画【概要版】

1 はじめに

■新潟県景観計画について

新潟県の「景観」は、四季折々の表情を見せる雄大な山々や大河、日本海といった美しい自然を背景に、人々の暮らしと営みの歴史の中で、長い年月をかけて生まれ、受け継がれてきたものです。南北に長く続き、多様な地形や気候を有する県土においては、地域ごとに異なる特徴を有しており、それらが一体となって地域固有の魅力的な景観を形成しています。

しかし、全国より早いペースで少子高齢化が進展し、地域の活動を支える担い手が不足してきている中で、農山村地域では周辺の自然や田園風景と調和した伝統的な集落のたたずまい、市街地では地域の歴史を反映したまちなみなど、これまであたり前のように受け継がれてきた日常の景観が失われていく危機に直面しています。

こうした中で、新潟県景観計画は、県民が誇りと愛着を持つことができる住みよい地域社会の実現及び県民はもとより本県を訪れる人にとっても魅力ある県土の形成に寄与することを目的として、景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づき、景観計画の区域（景観計画区域）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項及びその他の法定事項について定めます。

■新潟県の景観

県土の景観は、刻々と表情を変える日本海、実り豊かな大地、悠々と流れる大河、四季折々に彩を見せる山々、そして白い雪景色など、多様な地形や地質、水系、気候等を背景に豊かな自然的景観を形成しています。

また、棚田や山あいの集落、歴史や雪国の生活を反映したまちなみ、多くの人々でにぎわう市街地などは、自然環境とともに固有の歴史・文化的景観を生み出しています。



海辺景観



水辺景観



山地景観



里山景観



田園景観



市街地景観



歴史景観



雪国景観

2 景観計画区域（法第8条第2条第1号関係）

景観計画区域は、新潟県の区域のうち、景観行政団体である市町村の区域を除く県土全域とします。

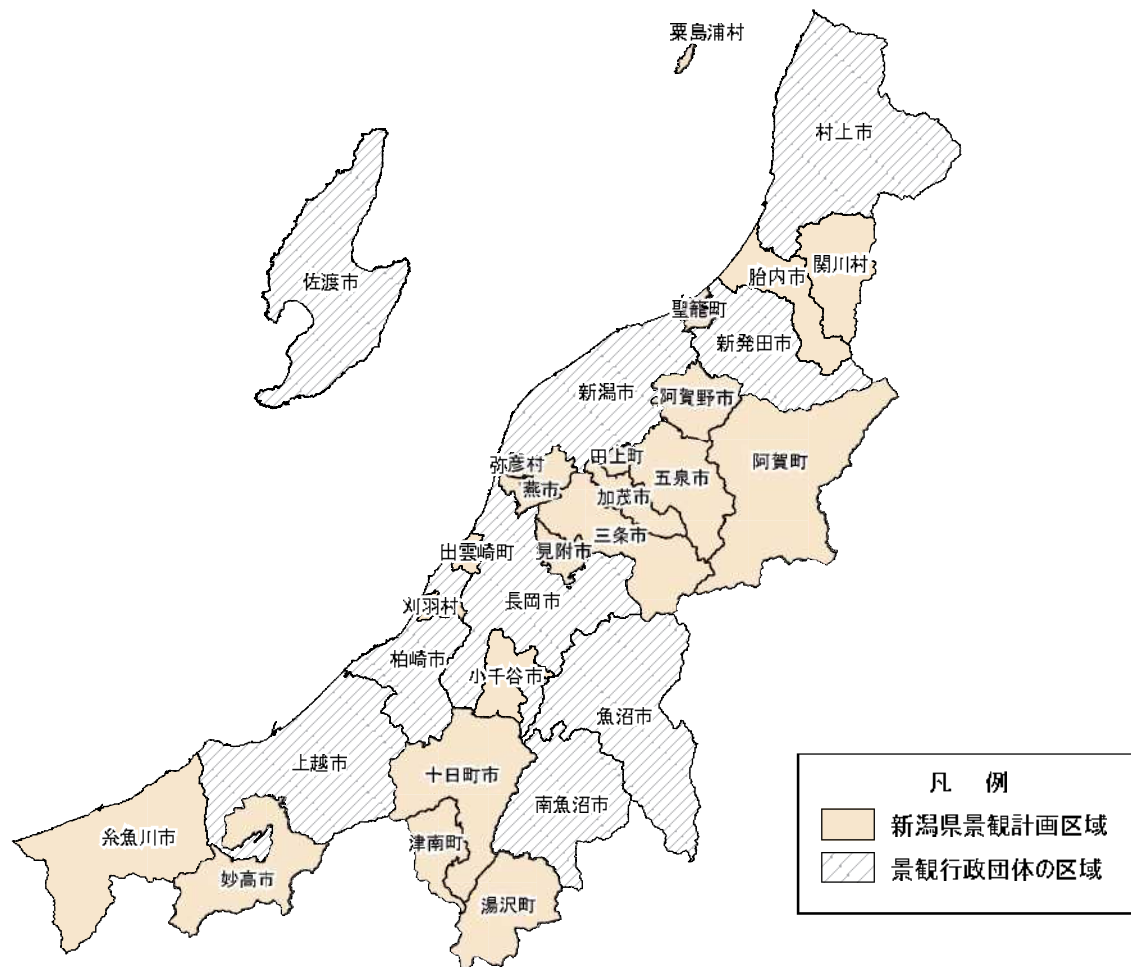


図 新潟県景観計画区域（R2.9.1 現在）

新潟県景観計画区域	上越地域：糸魚川市 妙高市
	中越地域：三条市 小千谷市 加茂市 十日町市 見附市
	下越地域：燕市 出雲崎町 湯沢町 津南町 刈羽村
	弥彦村 五泉市 阿賀野市 胎内市 聖籠町
	阿賀町 関川村 粟島浦村
景観行政団体の市町村の区域	村上市 新発田市 新潟市 佐渡市 長岡市 柏崎市 魚沼市 南魚沼市 上越市

※景観行政団体とは、景観法に基づき景観行政を行う自治体のことです。各地域の景観法に関することはそれぞれの景観行政団体にお問い合わせください。

■ 景観重要区域

景観計画区域内には、県土の景観形成を図る上で特に重要な区域を「景観重要区域」として定めることができます。

【景観重要区域指定の方針】

- ① 2以上の市町村の区域にまたがって一体的に景観が形成されている区域であって、広域的に良好な景観の形成を推進する必要がある区域
- ② 歴史的若しくは文化的意義を有する施設の周辺の区域又は観光振興を図る上で特に重要な区域であって、県として良好な景観の形成を推進する必要がある区域

3 良好な景観の形成に関する方針（法第8条第3項関係）

（1）地域特性を踏まえた景観づくり

- 1) 雄大や山々を初めとした河川や海岸、潟等の豊かな県土の自然環境
・ 山々や水辺の自然環境や生態系の保全に配慮し、周辺景観と調和した良好な景観形成に努める など
- 2) 農山漁村の営みと暮らしの中で培われてきた地域風土
・ 中山間地域や里山における営みと暮らしの景観を守り、生活環境と一体となった良好な景観形成に努める など
- 3) 都市の発展の歴史が創り上げた多種多様な景観
・ 地域固有の歴史的遺産やまちなみ等の保全とともに、周辺景観と調和した環境整備やまち並み修景等により、歴史的なまちなみ景観の保全・形成に努める など

（2）広域景観に関する景観づくり

- 1) 山脈、大河、海岸線等の自然景観が連続する地域
・ 山岳・河川・海辺等の美しい自然景観は、市街地や田園等の背景となることに留意し、視対象としての保全や周辺環境に配慮した広域的な景観の形成に努める など
- 2) 人や物の交流軸となる幹線道路や鉄道の沿線地域
・ 幹線道路や鉄道では、地域間をつなぐ広域的な景観の軸として魅力ある沿道景観を創出するため、地域間の連続性や周辺環境に配慮し、統一感のある景観の形成に努める など
- 3) 歴史・文化的なつながりや特徴を色濃く残す地域
・ 地域で培われてきた有形無形の歴史・文化によるつながりを尊重し、地域の誇りある景観や文化を保全・継承し、地域間の連携による広域的な景観の形成に努める など

4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（法第8条第2項第2号関係）

■ 行為の制限とは

建築物の建築等に対する届出制度により良好な景観形成を図ります。県は景観への影響が大きい大規模な行為を届出の対象とし、その行為は景観形成基準と適合している必要があります。

■ 行為の届出から着手までの流れ

原則として県が届出を受理した日から30日を経過した後でなければ行為に着手してはいけません。

但し、景観形成基準に適合していると認める場合は短縮することができます。

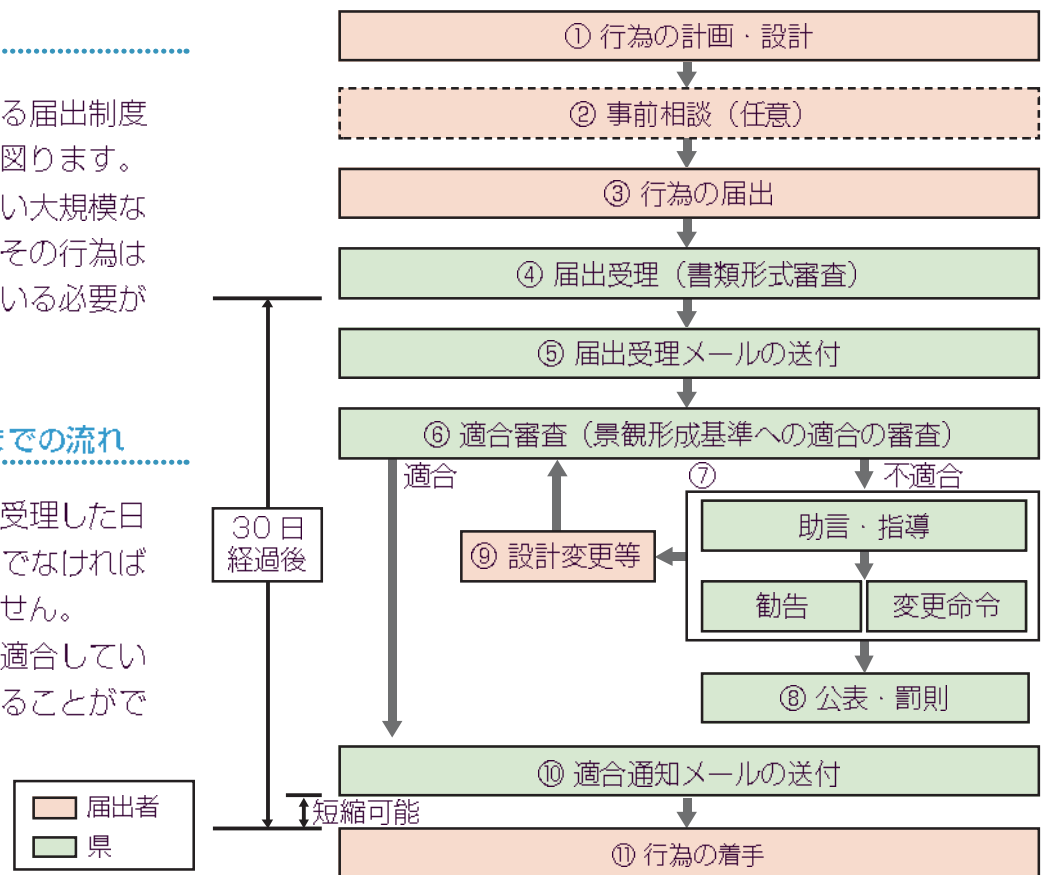


図 届出の流れ

■ 届出対象行為

以下の規模等に該当する行為を行う場合、届出が必要となります。

表 届出対象行為

行為	規模等
(1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する建築物の新築又は移転 ・ 建築面積*1 1,000 m ² を超えるもの ・ 高さ 15m を超えるもの 2 以下のいずれかに該当する建築物の増築又は改築 ・ 行為後の建築面積が 1,000 m ² を超え、かつ、行為に係る建築面積が 200 m ² を超えるもの ・ 行為後の高さが 15m を超え、かつ、行為に係る建築面積が 10 m ² を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えない場合は、行為に係る高さが 15m を超えるものに限る） 3 建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、上記 1 の規模に該当し、行為に係る壁面又は屋根面の面積が各当該面の 1/2 を超えるもの
(2) 工作物*2の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	1 以下のいずれかに該当する工作物の新設又は移転 ・ 築造面積 1,000 m ² を超えるもの ・ 高さ 15m を超えるもの 2 以下のいずれかに該当する工作物の増築又は改築 ・ 行為後の築造面積が 1,000 m ² を超え、かつ、行為に係る築造面積が 200 m ² を超えるもの ・ 行為後の高さが 15m を超え、かつ、行為に係る築造面積が 10 m ² を超えるもの（ただし、行為後の高さが行為前の高さを超えない場合は、行為に係る高さが 15m を超えるものに限る） 3 工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更で、上記 1 の規模に該当し、行為に係る面積が当該外観の 1/2 を超えるもの
(3) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為	以下のいずれかに該当するもの ・ 面積 3,000 m ² を超えるもの ・ 法面の高さ 5m を超えるもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	以下のいずれかに該当するもの ・ 面積 3,000 m ² を超えるもの ・ 法面の高さ 5m を超えるもの
(5) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	以下のいずれかに該当するもの ・ 面積 1,000 m ² を超えるもの ・ 高さ 3m を超えるもの

※1 建築行為の対象規模は、建築基準法施行令第2条第1項第2号に規定する建築面積によるものとする。

※2 対象とする工作物は以下に掲げるものとする。

①建築基準法施行令第138条に掲げる工作物

②架空電線路用並びに電気事業法第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用の鉄塔

③太陽電池発電設備、風力発電設備（電気事業法第2条第1項第18号に規定する電気工作物）

■ 適用除外行為

以下に該当する行為等を行う場合は、届出は不要となります。

- ・ 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更。
- ・ 法令又は他の条例の規定により許可、認可、届出、協議して行う行為のうち、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないもの

良好な景観の形成に関する方針に基づき、景観形成基準は、下表のとおりです。この基準を基本としながら、建造物等の特性や周囲の状況、市町村や地域の特性などを総合的に判断し、良好な景観形成を目指します。

表 景観形成基準

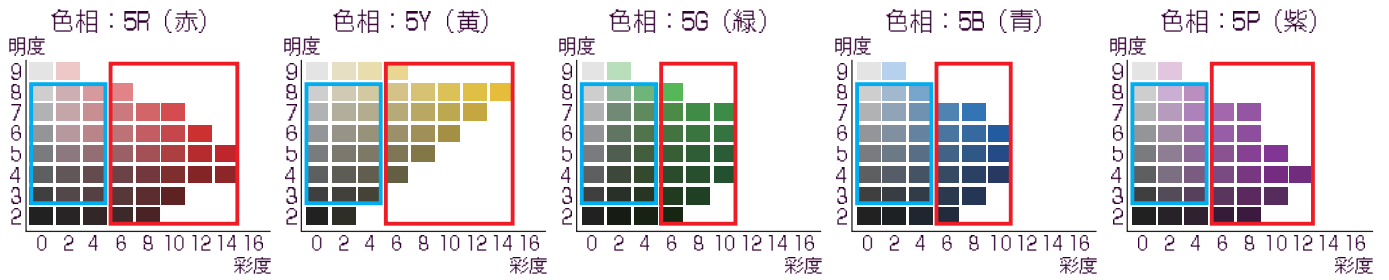
行為	項目	内容	
建築物 ・ 工作物	位置 ・ 規模	眺望	<ul style="list-style-type: none"> 地域の優れた眺望を大切にし、道路その他の公共の場所からの眺望を妨げないような位置及び規模とするように努める。 稜線や斜面への配置はできる限り避け、地域のランドマークやスカイライン等への眺望をできる限り阻害しないような配置とするように努める。
		壁面の 位置	<ul style="list-style-type: none"> 自然区域や田園・集落区域では、道路等の敷地境界からできる限り後退するなど、ゆとりのある空間の創出に努める。 壁面の位置は、隣地や周辺との連続性や調和に配慮する。 ※「自然区域」、「田園・集落区域」は、6 ページに記載の図のとおり
		高さ	<ul style="list-style-type: none"> 自然区域や田園・集落区域では、周辺の山林や田園等の自然景観との調和に配慮し、周囲から著しく突出した印象を与えない高さとするように努める。 都市区域では、周辺のまちなみの連続性や調和に配慮し、高層の場合は高層部分を後退するなど、圧迫感を軽減するように努める。※「都市区域」は、6 ページに記載の図のとおり
	形態 ・ 意匠	外観	<ul style="list-style-type: none"> 地域の特性等を踏まえ、周辺景観と調和した形態意匠とするように努める。 全体として一体感が感じられるバランスのとれた形態意匠とするように努める。 長大な壁面はできる限り避け、分節化や陰影をつけるなど、単調な平滑面とならないよう努める。 周辺の建築物等に比べて規模が大きい場合には、屋根、壁面、開口部等の意匠の工夫により、圧迫感や威圧感を軽減するように努める。
		素材	<ul style="list-style-type: none"> 周辺景観との調和に配慮した素材を使用するとともに、地域の風土に合った地場産材等の活用に努める。 退色や剥離などによって景観を損なうことがないよう耐久性や耐候性に配慮し、経年変化による質の低下の少ない素材を用いるように努める。 金属板やガラス等の光沢性のある素材を用いる場合には、反射等による周辺への影響に配慮する。
		色彩	<ul style="list-style-type: none"> 落ち着いた色調を基調とし、周辺景観との調和に配慮する。 多色使いやアクセント色を使用する場合には、使用する色の数や面積、色彩相互の調和、バランス等に十分配慮する。 外観の基調色は、彩度 6 以上の使用を避けるとともに、明度 3 以上 8 以下かつ彩度 4 以下の色彩を使用するように努める。ただし、地域の事由等により、当該色彩以外の使用が妥当であると判断される場合は、この限りではない。
	緑化	その他	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内は、できる限り緑化を行うように努める。 塀、柵等を設置する場合は、できる限り生垣とし、潤いのある景観の創出に努める。 植栽にあたっては、地域に適した樹種を選定するように努める。 樹種の構成や樹木の配置については、成長による将来の樹形や維持管理に配慮する。
			<ul style="list-style-type: none"> 建築物に付帯する設備や工作物等は、配置の工夫や植栽、塀、壁等で遮蔽するなど、道路等の公共空間からの見え方に配慮する。 屋外照明を設置する場合には、光源の種類、位置、光量及び配光特性に配慮し、過剰な光が周囲に散乱しないように努める。
	開発行為 土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> 大規模な法面や擁壁ができる限り生じないようにし、やむを得ない場合には、緩やかな勾配とし、緑化に努める。 擁壁は、材料、表面処理の工夫、前面の緑化等により、周辺景観との調和に配慮する。 敷地内に樹形の優れた樹木がある場合には、できる限りそれらの保全や修景への活用に努める。
	屋外の堆積		<ul style="list-style-type: none"> 堆積の高さは、できる限り低く抑え、整然と行うように努める。 道路及び隣地との境界線から十分に間隔を取るように努める。 道路等の公共の場所から見えにくい位置となるように配慮し、植栽又は塀等により遮蔽するように努める。

※市町村が独自に良好な景観形成のための基準を設けている場合は、その基準を考慮する。

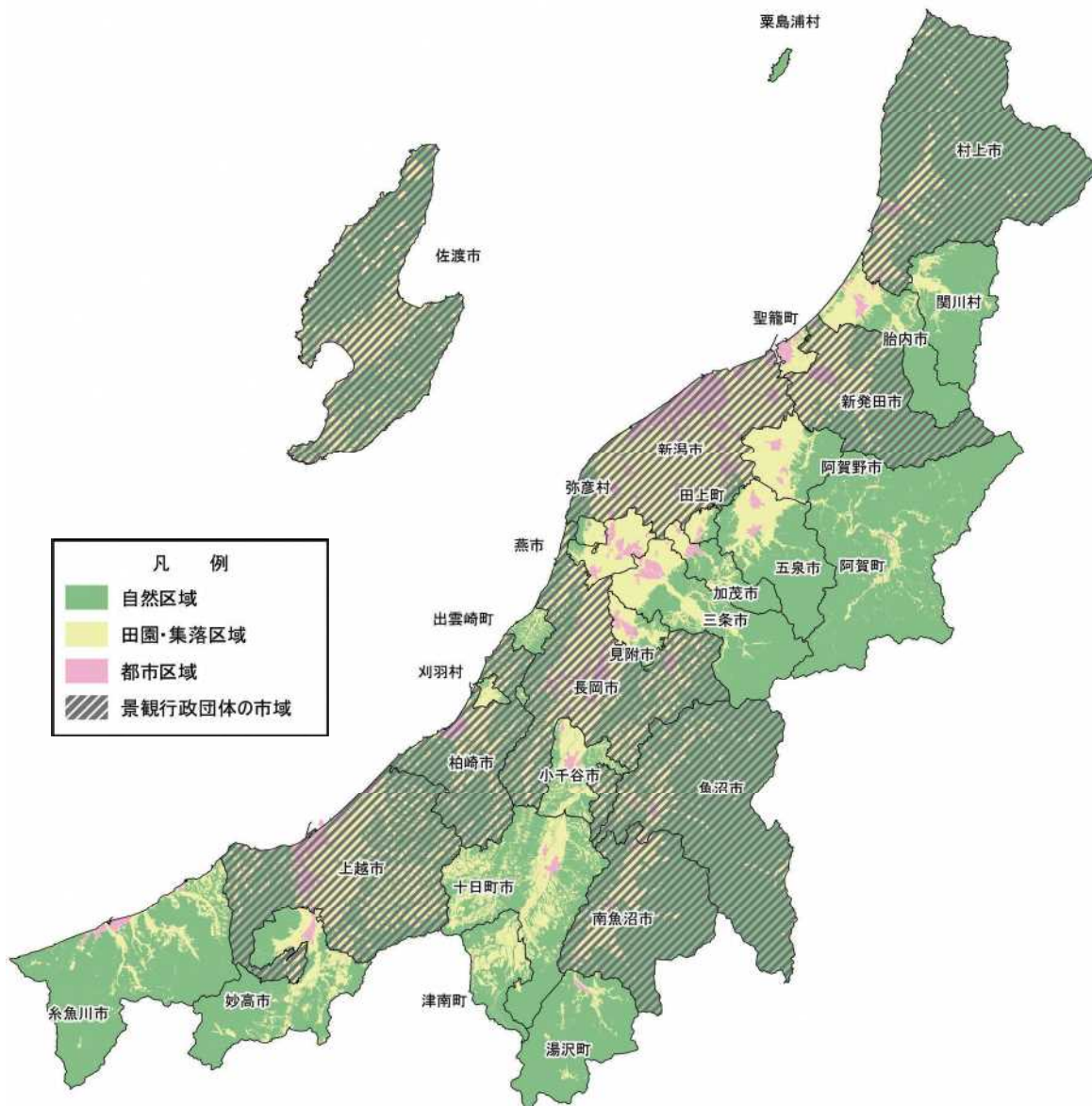
【色彩基準の色見本の例】

赤枠：避ける色彩（彩度6以上）

青枠：推奨する色彩（明度3以上8以下かつ彩度4以下）



【新潟県景観計画区域のゾーニング】



ゾーニングは目安を示すものであり、基準運用の際は周囲の状況により判断します。

○都市区域：「土地利用基本計画図※」に定める「市街化区域」及び「その他の用途地域」の範囲

○田園・集落区域：「土地利用基本計画図」に定める「農業地域」の範囲

○自然区域：「土地利用基本計画図」に定める「森林地域」の範囲

※国土利用計画法に基づき作成された、土地利用基本計画図

5 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針（法第8条第2項第3号関係）

新潟県の良い景観の形成を図る上で、特に重要な建造物や樹木を景観重要建造物又は景観重要樹木に指定します。

（1）指定基準

- ・地域の自然、歴史、文化等からみて、建造物の外観や樹容が景観上の特徴を有し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要なものであること。
- ・道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見されるものであること。

（2）指定方法

指定にあたっては、新潟県景観審議会の意見を聴いた上で、指定を行う。

6 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

屋外広告物は、景観に大きな影響を与える要素であることから、「新潟県屋外広告物条例」と本計画で定める「4. 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」により、建築物等と一体的な規制誘導を行い、良好な景観の形成を図ります。

7 景観重要公共施設の整備に関する事項等（法第8条第2項第4号ロ、ハ関係）

道路や河川、都市公園等の公共施設は景観の形成を図る上で重要な構成要素となることから、県土の骨格となる広域的な道路や河川等、景観上特に重要なものを景観重要公共施設に定めます。

8 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項（法第8条第2項第4号ニ関係）

地域の景観に配慮しつつ良好な営農条件を確保するため、市町村が景観農業振興地域整備計画を策定する場合には、景観計画に定めた「3. 良好な景観の形成に関する方針」に基づき策定するものとします。

■ お問い合わせ

新潟県土木部都市局 都市政策課

〒950-8970 新潟市中央区新光町4番地1

TEL：025 - 280 - 5428 / FAX：025 - 285 - 0624

E-mail：keikankeikaku@pref.niigata.lg.jp